

## 旭川市無料低額宿泊所設置運営指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設置運営及び指導検査について必要な事項を定め、施設の入居者が安心して生活を営むことができるよう、適切な利用の確保を図ることを目的とする。

2 この要綱は、法及び旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年旭川市条例第11号）の趣旨に基づき、一体となって解釈、運用されなければならない。

### (定義)

第2条 この要綱、旭川市無料低額宿泊所設置運営手続要領及び旭川市無料低額宿泊所指導検査実施要領における次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置予定者 旭川市内に無料低額宿泊所の設置を予定する者
- (2) 設置者 旭川市内に無料低額宿泊所を設置する者
- (3) 報告 法第70条に規定する報告
- (4) 実地検査 法第70条に規定する調査

### (指導)

第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、無料低額宿泊所の設置運営に関する必要な指導を、その設置者に対し行うことができる。

- 2 市長は、実地検査を行うときには、設置者に事前に通知するものとする。
- 3 その他実地検査の具体的な内容等については、別に定める。

### (事前協議)

第4条 設置予定者は、法第68条の2第1項又は第2項による届出を行う前に、市長に事前協議を行わなければならない。

### (手続等)

第5条 無料低額宿泊所の設置運営及び指導検査に関する具体的な手続等については、別に定める。

### (市の責務)

第6条 市長は、無料低額宿泊事業の性格、入居に当たっての留意事項、入居者保護のための

制度及び市内の無料低額宿泊所の現況等の情報公開や無料低額宿泊所の入居希望者が適切な選択を行える体制づくりの整備に努めるものとする。

(関係機関との情報共有)

第7条 市長は、無料低額宿泊所の設置運営及び指導検査に関する状況について、本市の福祉部局、消防部局及び建築部局で情報共有する。

(その他)

第8条 その他必要な事項については、この要綱の定めによるもののほか別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。